

# 建設工事と建設業許可業種に係る注意点について

(H28.6)

## ○ 建設工事の種類について

建設工事の種類は、2つの一式工事と27の専門工事に分かれており、**請負おうとする建設工事の種類に対応する**建設業許可を受ける必要があります。(軽微な建設工事については許可は不要です。)

一式工事	土木一式工事、建築一式工事
専門工事	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

## ○ 建設業許可を受けていなくても請負うことが出来る工事とは？

- 1 軽微な建設工事（建設業法第3条・建設業法施行令第1条の2）  
・・・ 請負金額が500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満、または延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事）の工事
- 2 附帯工事（建設業法第4条）  
・・・ ① 主たる建設工事を施工するために必要な他の従たる建設工事  
（例）屋根工事における塗装工事、管工事における熱絶縁工事 等  
② 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事  
であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではない工事  
（例）電気工事の施工により生じた内装仕上工事、  
建具工事の施工により生じた左官工事 等

附帯工事の金額が主たる建設工事の金額を上回ることは原則ありません。

**附帯工事を自ら施工する場合、専門技術者（※）の配置が必要です。**

（※専門技術者の資格は、主任技術者と同じく、建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者です。）

○ 土木一式工事、建築一式工事（以下、一式工事という。）とは？

- ① 総合的な企画、指導、調整のもとに行う工事
- ② 大規模または施工内容が複雑な工事  
(必ずしも二つ以上の専門工事の組合せではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。)

○ 一式工事の注意について

☆ 一式工事≠オールマイティ

一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに行う工事であり、**一式工事の許可は、全ての種類の工事を請負うことを許可するものではありません。**

27の専門工事の契約を請負うためには、各専門工事の許可を取得する必要があります。

☆ 一式工事は基本的には元請事業者向けの許可業種

一式工事の性質上、合法的な一括下請を除いては、下請工事が一式工事に分類されることはありません。**(なお、公共工事では、一括下請は一切禁止されています。)**

○ 必要な許可を受けずに工事を請負った場合・・・

**建設業法上の監督処分の対象となります。**

また、福井県の競争入札参加資格を有していた場合、**指名停止の措置の対象**となることもあります。

なお、これらの処分は**元請、下請ともに対象**となります。

## ○ よくある質問

Q 1 一式工事として請負った工事内の専門工事について、軽微な建設工事以上の工事の場合はどのように施工したらよいのでしょうか？

A 1 ① 施工業種の専門工事許可業者に下請に出す。  
② 工事現場に施工業種の専門技術者（※）を配置し、自社で施工する。

※ 専門技術者の資格は、主任技術者と同じく、建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者です。  
資格の要件が備わっていれば、主任技術者・監理技術者が兼任できます。

Q 2 電気工事として請負った工事内に附帯工事として 500 万円以上の管工事が含まれています。

自社が管工事の建設業許可を有していない場合、この管工事についてどのように施工したらよいのでしょうか？

A 2 ① 管工事の許可を有する業者に下請に出す。  
② 工事現場に施工業種の専門技術者（※）を配置し、自社で施工する。

※ 専門技術者の資格は、主任技術者と同じく、建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者です。  
資格の要件が備わっていれば、主任技術者・監理技術者が兼任できます。

### 【建設業許可に関する問合せ先】

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ○ 福井県庁土木管理課建設業G | TEL 0776-20-0470(直通) |
| ○ 福井土木事務所総務課    | TEL 0776-24-5111(代表) |
| ○ 三国土木事務所総務課    | TEL 0776-82-1111(代表) |
| ○ 奥越土木事務所総務課    | TEL 0779-66-1221(代表) |
| ○ 丹南土木事務所総務課    | TEL 0778-23-4966(代表) |
| ○ 敦賀土木事務所総務課    | TEL 0770-22-4661(代表) |
| ○ 小浜土木事務所総務課    | TEL 0770-56-2103(代表) |